

私の

育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No.

44

留学先での子育て

男性会員（67期）

私は留学期間中に育児期間を迎えました。留学中は執務中と比べると時間が確保しやすいという意味では、育児に充てられる時間は増えるように思います。一方で、医療機関や子ども用品の確保など、子育てに必要な環境を整備するという点、配偶者や子どもが現地での生活になじめるように環境を整備することという点で、日本にいるときとは異なる配慮が必要になると思います。これらの事情はどこの国に行くのかという点と、また特に配偶者の語学力などの事情によっても状況が異なりますが、コロナ禍であったこともあり、これらにアジャストするために、留学後一定期間は大変な思いをしました。特に医療機関については、日本のように気軽に専門性の高い医療機関を受診できるとは限らない国の方が多いと思いますし、予防接種のスケジュールも異なるので、入念な確認や、事情をよく知る方に相談できる環境作りが重要です。

一方で、小さな子どもがいることで、現地の近い年齢の子どもがいる家庭と家族ぐるみで仲良くなれる機会も増え、現地の生活になじむことや人との交流を深めるよい機会にもなります。同じ環境に置かれることになる会員の方には、是非前向きに子連れでの留学生生活を捉えていただければと思います。



No.

45

子育てと業務の効率化

男性会員（61期）

令和元年10月に子どもが生まれ、弁護士の妻が産後3か月で復職したことから、現在は子どもを保育園に通わせながら、夫婦共々弁護士業務に従事しています。

子どもが生まれてから土日は家族と過ごす時間となり、平日も週に数回は18時に帰宅するという生活になりました。以前よりも業務に割ける時間が減ったことから、スケジュール管理や作業の効率化を行いました。

まず、夫婦で予定をGoogleカレンダーで共有するようになりました。これまでも口頭で伝えるなどして予定を共有していましたが、18時以降に妻と自分の仕事が重ならないようにする必要があるので、タイムラグなくお互いの予定を把握できるようにオンラインカレンダーを導入しました。これにより伝え忘れによるダブルブッキングを防げるようになりましたし、家族の行事などの日程も組みやすくなりました。

次に、業務のオンライン化に取り組みました。自宅でも事務所で仕事をしているように資料を検討したりファックスを受領したりできるようになったため、在宅ワークを併用できるようになり、通勤時間を削減できました。また、子どものお迎えで仕事を中断しても、就寝までの隙間時間で仕事をしたり、早朝に起きたタイミングで起案したりなど、時間を柔軟に使うことができました。

私のような育児中の弁護士にとって少しでも参考になれば幸いです。



「早期独立・産休育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

出産で弁護士登録を外した方が産休育休明けに再登録し業務復帰した場合を含め、一定の要件を満たした会員に支援金を支給する制度を創設しました。詳細は会員サービスサイトの「届出・手続各種証明等」のページをご覧ください。